

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「ディスクロージャーのパイオニアとして、お客様に感動していただける最善のサービスを提供し、社業の発展に努め、情報化社会に貢献すること」を社訓とし、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針としております。その実現のために、組織の見直し、各種規程の制定・施行、および教育の充実に努め、取締役ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組むなど、内部統制システムの整備・改善を図り、コーポレート・ガバナンスの更なる充実に努めております。当社のコーポレートガバナンスに対する取り組みの状況は以下の通りです。

- (1) 経営および業務執行の健全で、かつ適切な運営を図るため、10項目の当社取締役ならびに従業員が遵守すべき行動規範を含む「倫理・コンプライアンス規程」を制定・施行しております。
 - (2) 当社を取り巻く各種のリスクに対応し、被害を最小化するため「危機管理規程」を制定・施行しております。
 - (3) 「公益通報者保護法」に対応し、コンプライアンス経営の強化に資するため、「内部通報者規程」を制定・施行しております。
 - (4) 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、経営および業務執行のスピードアップを目的に執行役員制度を導入しております。
 - (5) 金融商品取引法が求める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制を整備し、評価するため、「内部統制プロジェクト」を設置しております。
 - (6) 会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの整備・改善を充分に行うため、CSR部を設置しております。
 - (7) 前記(3)の体制を実行性の高いものに整備するため、第三者機関への通報窓口を設置することを内容とする「内部通報窓口(宝リスクホットライン)規程」を制定・施行しております。
 - (8) コンプライアンス強化機能を明確にさせるとともに、コンプライアンス体制の強化および運用を迅速に行うため、CSR部の担当役員として、取締役常務執行役員田村義則を選任しております。
 - (9) インサイダー防止策および教育体制の一層の強化に努めております。
 - (10) 社外取締役2名および社外監査役2名の計4名は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
- 当社は、以上の取り組みを更に進めるとともに、今後、株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を一層整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な開示を実践するなど、経営の透明性を高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社野村	562,500	4.34
株式会社みずほ銀行	562,067	4.34
株式会社三井住友銀行	476,564	3.68
野村 正道	380,050	2.93
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ノーザン トラスト ガンジー ノン トリーテイー クライアンツ	250,000	1.93
宝印刷社員持株会	235,581	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	187,400	1.44
野村信託銀行株式会社(投信口)	170,900	1.32
中央三井信託銀行株式会社	169,660	1.31
明治安田生命保険相互会社	168,710	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況に記載していませんが、当社は自己株式1,273,209株(9.84%)を保有しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

5月

業種

その他製品

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
清水 寿二	他の会社の出身者				○					
高橋 厚男	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
清水 寿二	○	清水寿二氏は株式会社日本商品清算機構の社外取締役であります株式会社日本商品清算機構と当社間に重要な取引その他の関係はありません	証券市場において卓越した識見と幅広い経験を有する当該取締役は当社の経営監視機能の強化に適任であるため また、同氏は当社、関係会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております
高橋 厚男	○	—	証券業界ならびにディスクロージャーの分野における幅広い識見を有する当該取締役は、当社の経営監視機能の強化に適任であるため また、同氏は当社、関係会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております なお、同氏は当社が導入しております「当社株式の大買付行為に関する対応策(買収防衛策)」に係る特別委員会委員に就任しております

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および会計監査人は
 ●相互の監査計画の交換ならびにその説明・報告
 ●定期的面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化
 ●棚卸および支店・営業所監査の立ち会い等
 を連携して行い監査の質的向上を図っております。

内部監査部門としてCSR部を設置し、運営しております。
 監査役および内部監査部門は
 ●相互の監査計画の交換ならびにその説明・報告
 ●業務の効率性(財務報告の適正性を含む)の状況
 ●会社法および金融商品取引法上の内部統制への対応等
 CSR経営全般について連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大西 裕	弁護士									○
山上 大介	公認会計士				○					

- ※1 会社との関係についての選択項目
 a 親会社出身である
 b その他の関係会社出身である
 c 当該会社の大株主である
 d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
 e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
 f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
 g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
 h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
 i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
大西 裕	○	大西裕氏は丸市総合法律事務所弁護士であります 丸市総合法律事務所と当社に重要な取引その他の関係はありません	弁護士としての専門的見地から業務執行の適法性をチェックするため また、同氏は当社、関係会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております
山上 大介	○	山上大介氏は株式会社小田原エンジニアリングの社外監査役ならびに日本特殊塗料株式会社の社外監査役であり、山上公認会計士事務所所長であります 株式会社小田原エンジニアリングならびに日本特殊塗料株式会社と当社に営業上の取引があります 山上公認会計士事務所と当社に重要な取引その他の関係はありません	公認会計士としての専門的見地から会計監査人と連携し適正性をチェックするため また、同氏は当社、関係会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております なお、同氏は当社が導入しております「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」に係る特別委員会委員に就任しております

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
---	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブの付与は特段行っておりませんが、報酬総額は業績を考慮し決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬総額のほか、役員賞与引当金繰入額および役員退職慰労引当金繰入額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <small>更新</small>	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は株主総会で決定された上限額の範囲内でその具体的金額は取締役会にて決定しておりますが、取締役会において社長に一任するとの決議がされた場合でも、人事、経理を担当する執行役員が、報酬に関する原案を作成の上、社長に提出し、役付取締役などと協議して支給基準を作成しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会ならびに監査役会開催の都度、原則として事前に関係資料を配布するほか、適時社内通知等の配布をするなど情報伝達に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・当社は監査役設置会社であります。当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。
- ・取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性を重視し、社外取締役2名を含む8名の体制をとっております。取締役会は原則月2回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。
- ・社外取締役は、関連会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等でなく当社の事業環境に識見を持つ方であり、独立した立場から取締役会に出席するほか、各取締役の業務執行について直接報告を受け、経営の監督にあっております。
- ・当社は、取締役会への付議事項の事前審議および取締役会の決定した基本方針に基づき、その業務遂行方針・計画・重要な業務の実施等に関する協議機関として取締役常務執行役員以上をメンバーとする経営会議を、原則月1回開催しております。
- ・取締役候補者は、代表取締役社長が選定し、取締役会での承認を得た後、株主総会の決議により、取締役に選任しております。
- ・執行役員は、代表取締役社長が指名し、取締役会での承認を得て選任しております。
- ・執行役員は、取締役会からの権限委譲により業務執行を行います。
- ・取締役および監査役報酬(賞与含む)につきましては、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主の皆様が監視が働く仕組みとなっております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。取締役および監査役への退職慰労金は、株主総会の決議に基づき、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において贈呈しております。
- ・監査役会は常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名体制をとっております。各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画および職務分担に基づき、業務執行の適法性について監査しております。社外監査役2名は弁護士および公認会計士であり、専門の見地から監査を行っております。
- ・代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
- ・会計監査人には、和泉監査法人を選任し、正確な経営情報を迅速に提供するなど公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。
- ・内部監査部門として、CSR部を設置し、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの整備・改善および業務の遂行が、各種法令や、当社の各種規程類および経営計画などに準拠して実施されているか、効果的、効率的に行われているかなどについて調査・チェックし、指導・改善に向けた内部監査を行っております。
- ・監査役会、CSR部および会計監査人には必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
- ・会計監査業務を執行している公認会計士の氏名、所属する監査法人および継続関与年数は、次のとおりです。
(所属する監査法人名) (公認会計士の氏名) (当事業年度を含めた継続関与年数)
和泉監査法人 代表社員 業務執行社員 松藤 雅明 2年
和泉監査法人 業務執行社員 飯田 博士 2年
- なお、上記の他に監査業務に関わる補助者として公認会計士2名がおります。
- ・顧問弁護士からは、法律上の判断を必要とする場合に適時に助言・指導を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の社外取締役2名および社外監査役2名は、当社と人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係はなく、当社事業から独立した視点により、経営に対する監督および監査が行われていると考えております。

社外取締役は、社内の取締役に対する監督機能に加え、見識に基づいた助言を通じて、取締役の透明性と説明責任の向上に努めるなど経営の監督にあっており、また、社外監査役は、専門的見地から業務執行の適法性等をチェックし、経営に対する監視機能を果たしております。このような、社外取締役と社外監査役が適切に機能する前述したコーポレート・ガバナンス体制を採用することにより、取締役会における適切かつ効率的な意思決定が担保されると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当期は、定時株主総会開催日22日前の7月28日に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使のウェブ対応(携帯電話含む)の他、株式会社ICJ運営の議決権行使プラットフォームを採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第72回定時株主総会(平成21年8月21日開催)より機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文での提供をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページにおいて記載	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	一般投資家を対象とした各種IRイベントの開催を実施、東京証券取引所が主催する「東証IRフェスタ」に平成20年の初回開催から継続して出展しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家・証券アナリストを対象として年2回実施、決算(第2四半期)報告・経営の現状と展望・営業報告	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書決算説明会動画および資料、決算短信・四半期決算短信、株主通信(四半期を含む)、アニュアルレポート、CSR報告書、株主総会における議決権行使の結果を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	・当社は、ISO9001「品質」認証、ISO14001「環境」認証、プライバシーマーク認証、FSC森林認証、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証の各認証を取得している他、グリーンプリンティング認定を取得しております。また、活動状況等につきましては、CSR報告書を作成するとともに、ホームページ上にも掲載しております。・CSR活動を推進するための組織として「CSR部」を設置しております。・当社では、株主優待にお申込みいただかなかった株主様ならびにあらかじめ寄付を選択された株主様全員の優待品相当額を株主の皆様へ代わりまして、当社がまとめて環境保全や社会福祉支援等の社会貢献活動団体へ寄付をさせていただきます。なお、平成23年度は東日本大震災による被害が甚大な岩手県、宮城県、福島県の3県にも寄付をさせていただきます予定です。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法令および東京証券取引所の有価証券上場規程等ならびに当社の情報開示諸規程等に基づき内容等を検討し、取締役会での審議を経て適時、情報開示、公表をしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組み、金融商品取引法に対応するための計画を取りまとめるなど、内部統制システムの充実に努めております。

(2) お得意様の法令等に基づく機密性または秘匿性のあるディスクロージャー書類の印刷等を業務の根幹とする当社にあっては、インサイダー情報の管理体制の構築および社員教育の徹底は重要な経営課題であり、さらなる整備を図っております。

(3) 株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報・文書につきましては稟議制度を電子化し、そのデータベース化を図り、当該各文書等の存否および保存状況を素早く検索・閲覧できる体制を構築し、適切な情報の保存および管理を行っております。

(3) (1)および(2)に係る事務は、当該担当執行役員が所管し、(1)の検証および見直しの経過、(2)のデータベースの運用および管理について、定期的に取締役会に報告しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る危機管理規程およびBCP(事業継続計画)を制定し、代表取締役社長の下にリスク管理体制を構築しております。

(2) リスク管理部門として総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図ります。

(3) さらに、当社は、内部監査を実施するCSR部を設置しており、CSR部は定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行っております。

(4) CSR部の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会および担当部署に通報し、改善する体制を構築しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 事業運営については、経営環境の変化を踏まえ中期経営計画を策定し、その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標に基づく具体策を各部門で立案し、実行しております。また、CSRの理念を重視した経営体制を整備するため、CSR部を設置し、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの監査を含めたCSR経営推進のための体制をとっております。

また、金融商品取引法上の内部統制体制を整備し、評価するため、「内部統制プロジェクト」を組成し、その対応にあっております。

(2) 当社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、執行役員制度を導入しております。経営の意思決定と業務執行機能を分離し、それぞれの機能を高め、経営および業務執行のスピードアップを図る体制を構築しております。現任の取締役8名のうち社外取締役2名を除く6名は、執行役員を兼務しております。なお、執行役員会は毎月1回開催しております。

(3) 当社は、定例の取締役会を原則月2回開催し、重要事項の決定および各取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。

(4) 取締役会への付議議案につきましては、取締役会規則により定められている付議基準に則り提出され、取締役会における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料につきましては事前に全役員に配布され、各取締役が取締役会に先立ち十分な準備ができる体制をとっております。

(5) 日常の職務執行に際しては、基本組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとっております。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、「反社会的勢力および団体への対処」の項目を含む10項目の行動規範を定め、それを遵守するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、内部通報規程を制定・施行しております。

(2) 担当役員は、倫理・コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、コンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、従業員に対して「社員向けコンプライアンステキスト」を配布するなど、適切な研修体制を構築しております。また、内部通報規程のさらなる周知徹底を図るため、社内通報窓口に加え、第三者機関(外部のコンサルティング会社)による内部通報窓口「宝リスクホットライン」を設置しております。

6. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループの業務の適正性を確保し、グループの戦略的経営を推進するため、代表取締役社長および常務執行役員ならびに子会社役員を構成員とする会議を原則月1回開催しております。

(2) 当社グループの業務の適正につきましては、関係会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について、CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部署が当社規程に準じて評価および監査を行っております。

(3) 当社グループ間の取引については、一般的な取引条件を勘案し、取締役の稟議決裁により決定しております。

(4) CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部署は、子会社および関連会社に損失の危険が発生し、各担当部署がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度および当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を確保し、これを推進しております。

(5) 平成23年8月19日現在、当社には親会社はございません。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容(組織、人数、その他)につきましては、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。

なお、平成23年8月19日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき従業員を置くことを求めておりません。

8. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。

(2) 監査役を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとなります。

9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役および従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行っております。

(2) (1)の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりであります。

- イ. 当社の内部統制システムの構築に係る部門の活動状況
- ロ. 当社の子会社および関連会社の監査役および内部監査部門の活動状況
- ハ. 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ニ. 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容

- ホ. 内部通報制度の運用および通報の内容
- ヘ. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書および会議議事録の回付

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしております。
- (2) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、もって当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役社長を責任者として、総務・人事担当役員、経理担当役員、CSR担当役員および各監査役をメンバーとする監査体制検討会を開催いたします。
- (3) 同検討会のメンバーは、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しております。
- (4) 監査役会、CSR部および会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
- (5) 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
- (6) 代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果を監査役に報告しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1) 当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、10項目の当社取締役ならびに従業員が遵守すべき行動規範を含む倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、この行動規範の取締役ならびに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を遮断・排除しております。
- (2) 反社会的勢力に対する対応につきましては、総務部長が不当要求防止責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門および当社が加盟している特殊暴力防止対策連合会などの外部専門機関との協力体制を整備しております。
- (3) 取締役および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については危機管理規程において不法勢力リスクとして認識し、統括部署を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

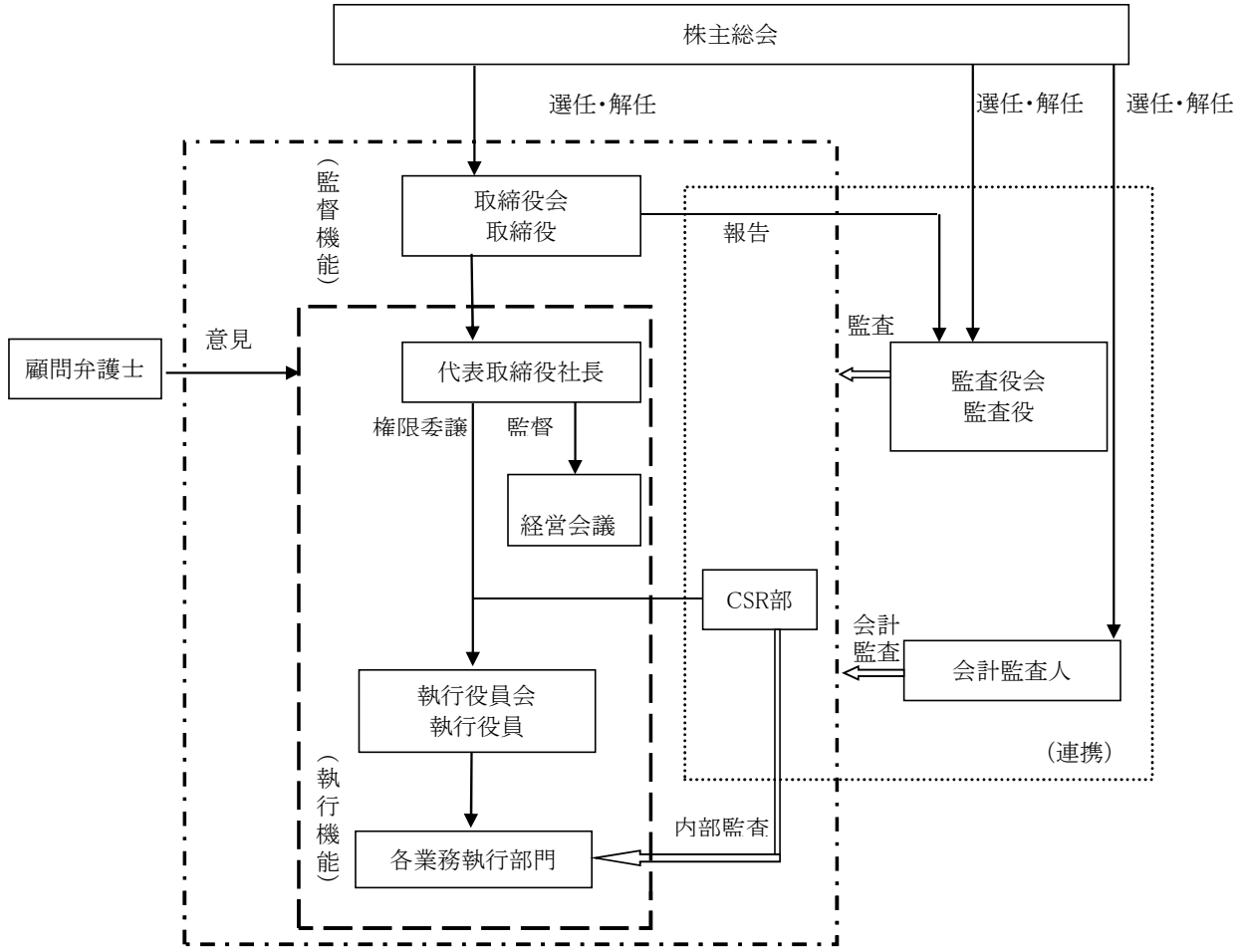
買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成19年7月17日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の具体的な内容およびその導入について決議し、発行いたしました。また、本対応策の重要性に鑑み、平成19年8月23日開催の第70回定時株主総会の議案として上程し、株主の皆様のご承認を得ることができました。本対応策は、3年間としており、平成22年8月20日開催の第73回定時株主総会終結の時までとされておりましたが、平成22年7月19日開催の取締役会において本対応策を、基本的な内容に関する変更はありませんが、一部変更の上で継続することを決議し、平成22年8月20日開催の第73回定時株主総会にて本対応策を継続することを議案として上程し、株主の皆様のご承認を得ることができ、本対応策を継続しております。本対応策の詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.takara-print.co.jp/>) IR情報 ⇒ その他内の「買収防衛策導入について」に記載しておりますので、ご参照願います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



情報開示の業務フロー

